

正誤表

2021年4月 新世社

常岡史子著『家族法』（第2刷）におきまして下記の誤りがございました。お詫びのうえ、訂正させていただきます。

100 頁下から 12 行目 (誤) これのこと (正) これらのこと	364 頁(iv)3 行目 (誤) 1022 条以下 (正) 民1022 条以下
112 頁(ii)2 行目 (誤) 精神的苦痛対する (正) 精神的苦痛に対する	386 頁(2) 最後の行 (誤) 民法 902 条 2 (正) 民法 902 条の 2
222 頁 15 行目-16 行目 (誤) 本人の利益ため (正) 本人の利益のため	401 頁 1 行目 (誤) 最高裁平成 62 年大法廷判決 (正) 最高裁昭和 62 年大法廷判決
226 頁下から 2 行目 (誤) 家事 863 条 2 項 (正) 民 863 条 2 項	435 頁 8 行目 (誤) 選任取消しの審判する (正) 選任取消しの審判をする
289 頁 3 行目 (誤) 憲法 31 条 (正) 憲法 32 条	442 頁(4)10 行目 (誤) 共有者の一が (正) 共有者の一人が
292 頁(2)(i)2 行目-3 行目 (誤) 民 900 条 4 本文 (正) 民 900 条 4 号本文	450 頁 5 行目 (修正前) 同条 3 項 (修正後) 1038 条 3 項
307 頁 12 行目 (誤) 最高裁平成 42 年大法廷判決 (正) 最高裁昭和 42 年大法廷判決	453 頁 1 行目 (誤) など方法 (正) などの方法
310 頁下から 8 行目 (誤) 1 条 3 項 (正) 民 1 条 3 項	455 頁(ii)下から 2 行目 (修正前) である (修正後) である (民 1029 条)
311 頁下から 9 行目 (誤) 116 条 (正) 民 116 条	465 頁下から 4 行目 (誤) 民 1050 条 4 項 (正) 民 1050 条 5 項
324 頁(i)5 行目 (誤) 民法 907 条 (正) 民 907 条	以上。
337 頁 2 行目 (誤) 民法 905 条 (正) 民 905 条	